

(農林水産省農村振興局土地改良企画課)

		(及4777/2百茂刊派六内工艺以及正白杯/
項目	名	土地改良法の一部改正に伴う税制上の所要の措置
税	目	所得税、法人税
要	ている:	従事者の高齢化や農村における人口減少が深刻化する中、解散を予定し 土地改良区が、農村地域の実情に応じた持続的な管理体制へ移行する場 施設の適正な管理を維持しつつ、円滑に組織変更できる仕組みを、土地
望	改良法(心放め過止な音なとは持しつう、「TATに危機変更できるは他のと、工地の一部を改正して措置したところであり、これに伴う税制面の措置をすがある。
o o		
内		平年度の減収見込額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
容		
	/1\ Th2	
新		策目的 水産業・地域の活力創造プラン(令和3年 12 月 24 日改訂)に基づき取
設	りまと	められた「人・農地など関連施策の見直しについて」の中で、施策展開
•	として.	として掲げられた農村をサポートする人材育成対策の具体的措置の一つ、解散を予定している土地改良区が、集落と共同で農業水利施設の管理 る法人に組織変更できる仕組みを導入。
拡		
充		
又		策の必要性 従東者の京粉化や典サにおける「ロボルギ深却化する中、紹典する様か
は	くされん	従事者の高齢化や農村における人口減少が深刻化する中、解散を余儀なる土地改良区について、引き続き法人格を維持して円滑に、簡易な施設 管理ができるよう、改正土地改良法で、組織変更(解散を予定している
延	土地改.	官壁ができるよう、改正工地改長法で、組織変更、解散を予定している 良区から一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更)が措置されたこ 、これに伴う所要の措置が必要。
長		、これのには、対対なの。
を		
必		
要		
٤		
す		
る		
理		
曲		

今回の	合理性	政策体系 改策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 3 農村の振興 《政策分野》 ⑤ 農村を支える新たな動きや活力の創出 〇 農林水産業・地域の活力創造プラン(令和3年12月24日改訂) 9. 人口減少社会における農山漁村の活性化 農用地の保全や地域資源の活用等により、地域コミュニティと機能の維持・強化を図るとともに、情報通信基盤など生活インフラ等の確保や鳥獣被害対策等を推進し、農山漁村に人が住み続けるための条件整備を進める。 〈展開する施策〉 農村を支える新たな動きや活力の創出
要望(政 策 の 達成目標	なし
租税特		租税特別措 置の適用又 は延長期間	なし
別 措置		同上の期間 中 の 達 成 目 標	なし
)に関連		政策目標の 達 成 状 況	なし
連ずる事	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	現在、145 地区において解散が見込まれおり、その中から本措置を適用する案件が出てくる見込み。
項	効	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	組織変更の仕組みの適切な運用により、農村地域の実情に応 じた農業用用排水施設の持続的な管理が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	なし
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし

		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
		要望の措置 の 妥 当 性	解散を予定している土地改良区に係る組織変更の仕組みを適切に運用するためには、組織変更に際しての課税関係の整理が必要であることから、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	なし	
		租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	なし
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	なし
	前回要望時 の達成目標	なし	
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	なし
これまでの 要 望 経 緯			なし